

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

(新規)

		資料番号	35-3	担当課	薬務衛生課
法令名	温泉法	根拠条項	14の5-3	不利益処 分の種類	可燃性天然ガスの濃度の確認 の取消し
温泉法(抄) (昭和二十三年七月十日法律第二百二十五号)					
(可燃性天然ガスの濃度についての確認)					
第十四条の五 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の確認を受けることができる。					
2 第四条第二項の規定は、前項の確認について準用する。					
3 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第一項の確認を取り消さなければならない。					
一 第一項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。					
二 第一項の確認に係る温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が同項の環境省令で定める基準を超えるに至つたと認めるとき。					
温泉法施行規則(抄) (昭和二十三年八月九日厚生省令第三十五号)					
(災害の防止のための措置を必要としない基準)					
第六条の六 法第十四条の五第一項の環境省令で定める基準は、測定方法ごとに、温泉の採取に伴い発生するガス(次項において「温泉付随ガス」という。)中の環境大臣が定めるメタンの濃度の値とする。					
2 都道府県知事は、次のいずれにも該当する温泉の採取の場所におけるメタンの濃度は、前項の基準に適合するものとみなすことができる。					
一 温泉付随ガスの気泡が目視できないこと。					
二 近隣にあり、かつ、地質構造、泉質、深度その他の状況からみて温泉付随ガスの性状が類似していると認められる温泉の採取の場所におけるメタンの濃度が、前項の基準に適合するものであること。					

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

環境省告示第五十八号

三 規則第六条の六第一項の環境大臣が定めるメタンの濃度の値は、別表第三の上欄に掲げる測定方法ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第三

測定方法	メタンの濃度の値
次のいずれかの方法	
一 温泉の採取に伴い発生するガスの気泡が目視できる場合は、当該ガスについて、付表第三に掲げる方法	爆発下限界の値の五十パーセント
二 温泉の採取に伴い発生するガスの気泡が目視できないことにより前号の方法によることが困難であり、かつ、温泉水が配管を通じて流入する貯水槽が設置されている場合は、当該貯水槽から排出される気体について、付表第一に掲げる方法	爆発下限界の値の二十五パーセント
三 温泉の採取に伴い発生するガスの気泡が目視できないことにより第一号の方法によることが困難であり、かつ、前号の貯水槽が設置されていない場合は、ゆう出した直後の温泉水に付随する気体について、付表第二に掲げる方法	爆発下限界の値の五パーセント